

議第 1 号

京丹後市議会委員会条例の一部改正について

京丹後市議会委員会条例（平成 1 6 年京丹後市条例第 2 3 0 号）の一部を改正する条例を地方自治法第 1 0 9 条第 6 項及び京丹後市議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により、別記のとおり提出する。

京丹後市議会議長 金 田 琮 仁 様

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

提出者 京丹後市議会議会運営委員会委員長 池 田 恵 一

提案理由

議会運営委員会の定数を変更するため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市議会委員会条例の一部を改正する条例

京丹後市議会委員会条例（平成16年京丹後市条例第230号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 議会運営委員会の委員の定数は、10人以内とし、委員に選任された者をもって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市議会委員会条例(平成 16 年京丹後市条例第 230 号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市議会委員会条例 平成16年6月2日 条例第230号 第1条～第3条 （略） （議会運営委員会の設置） 第4条 （略） <u>2 議会運営委員会の委員の定数は、8人とする。</u> <u>3 （略）</u>	京丹後市議会委員会条例 平成16年6月2日 条例第230号 第1条～第3条 （略） （議会運営委員会の設置） 第4条 （略） <u>2 議会運営委員会の委員の定数は、10人以内とし、委員に選任され た者をもって定める。</u> 3 （略） 第5条～第31条 （略） <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>